

1. 策定スケジュール

1-1 策定スケジュール

- 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画ともに、令和5年度中に策定
- 事務局で作成した素案等について、環境審議会において意見聴取
- 市民説明会、パブリックコメントの機会を設けて、市民の皆様から意見を聴取

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境基本計画 素案作成	■	■				
地球温暖化対策実行計画 素案作成	■	■				
環境審議会			11/27	12/25		
説明会				1/25		
パブコメ					2/14~3/14	
策定						■

2. 逗子市環境基本計画の見直し

- 2-1 逗子市環境基本計画とは
- 2-2 計画の位置付け
- 2-3 見直しの背景
- 2-4 逗子市環境基本計画の構成
- 2-5 計画見直しの趣旨
- 2-6 計画見直しの概要
- 2-7 計画の進行管理

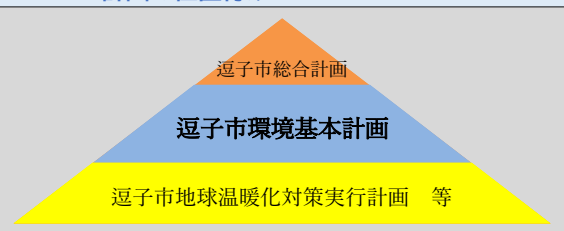
逗子市環境基本計画

【根拠法令等】

- 「環境基本条例」に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画

【目的】

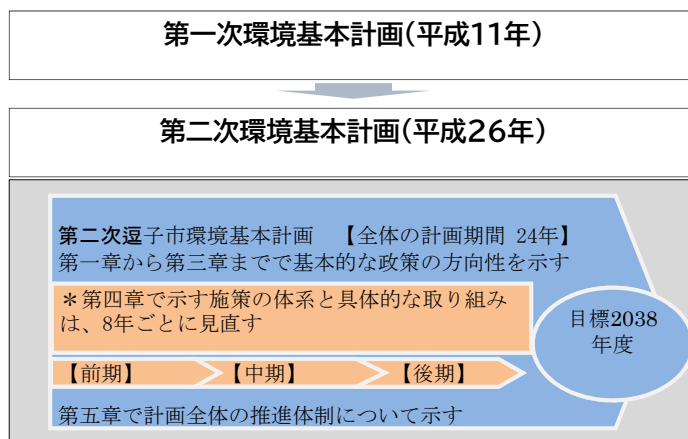
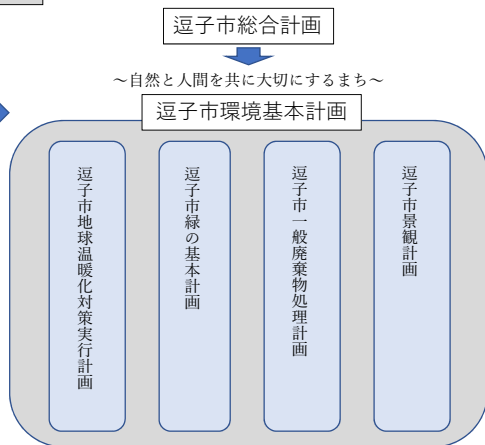
- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代へ継承
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会の実現
- 自然的社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境の保全
- 人類共通課題である地球環境保全の積極的な推進



○これまで、総合計画を最上位に基幹計画、個別計画の三層構造とし一体的に計画の実現を推進してきた。

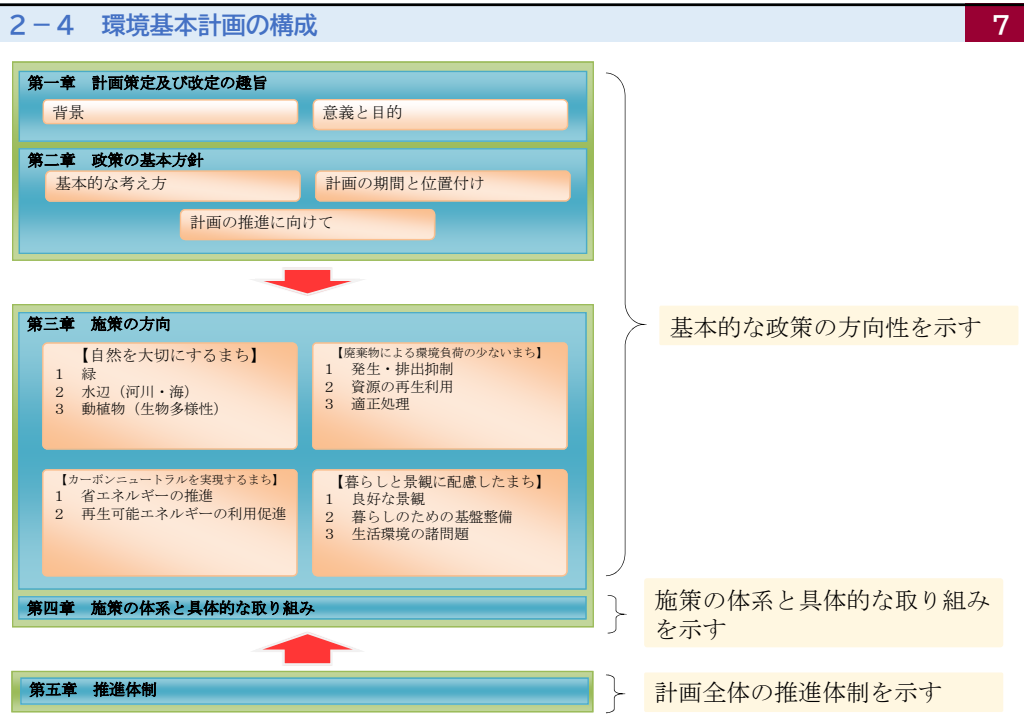
令和5年3月
総合計画中期実施計画策定

- 計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断する。
- 進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で実施する。
- 県や逗子市の上位計画に即するとともに、個別分野の関連計画との整合性を確保して策定する。



◎第二次環境基本計画は、環境施策の基本的な政策の方向性を示す計画として、2015年から2038年までの24年間を計画期間としている。

◎中期計画を推進していくため、第四章で示す「施策の体系と具体的な取り組み」を見直す。



2-5 計画見直しの趣旨 8

■実効性が確保される計画とするため、8年ごとに見直すこととされている第四章(政策・施策を具体的かつ体系的に整理)についての見直しを改定の軸とする。

■本計画の推進にも大きな影響与える「チャレンジ！ 返子カーボンニュートラル2050」を2021年に宣言したことから、同宣言に即した取組趣旨となるよう見直しを行う。

■総合計画の計画体系及び進行管理の変更に伴い、第二章及び第五章の一部の見直しを行う。

- その他、総合計画中期実施計画策定に伴う修正や一部時勢に即した文言修正等を行う。
- 各取り組みの目標年度については、総合計画重要業績評価指標(KPI)の目標年度と同様2029年度(令和11年度)とする。
- 現行の行動等指針の改定は行わず、本計画に関連する各々の個別計画についても行動等指針として位置付け、それぞれ適切な方法にて計画の進行管理を実施する。

<第一章> 計画策定及び改定の趣旨

◎カーボンニュートラルを実現に向けた取組の背景等を記載

◎その他軽微な文言修正

<第二章> 政策の基本方針

◎総合計画中期実施計画策定に伴う修正

- ・総合計画に合わせ、「温室効果ガス排出の少ないまち」を「カーボンニュートラルを実現するまち」に修正
- ・計画の位置付けについての記載を修正
- ・進捗管理の方法を修正

◎基本理念に基づく「カーボンニュートラルを実現するまち」の取組方針について、カーボンニュートラルを実現に向けた方針を記載

<第三章> 施策の方向

◎施策を実施する現行の所管課名に修正

◎その他軽微な文言修正

<第四章> 施策の体系と具体的な取り組み

◎施策を実施する現行の所管課名に修正

◎総合計画中期実施計画策定に伴う修正

- ・リーディング事業の記載を削除

◎本計画の示す将来像等を目指し、その取り組みを具現化するため、「施策の方向」などを現時点での取組内容へ見直し

◎「返子市総合計画」重要業績評価(KPI)と同様2029年度(令和11年度)を目標年度とした目標を再設定

<第五章> 推進体制

◎行動等指針の位置付け・策定方針の変更

※行動等指針とは・・・

- ・環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造のために行動し、及び配慮すべき事項を示した方針を策定するものとして、「返子市環境基本条例」に定められたもの
- ・(第二次)環境基本計画改訂時には、総合計画の改定と合わせる形として、行動等指針についても4年ごとに見直し、適切に運用していくこととされているもの

▽本計画第四章における市民・事業者の役割についての記載にて、「逗子市環境基本条例」に規定される行動等指針としての内容が具備されている

▽本計画は、環境施策を推進する総合的な計画であることから、その具体的な行動等指針については、個別計画においてより効果的に管理する必要がある

▽「逗子市総合計画」中期実施計画策定において、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うこととされた



現行の行動等指針の改定は行わず、第四章の記載及び本計画に関連する各々の個別計画を行動等指針として位置付け、それぞれ適切な方法にて柔軟に状況の変化等に対応していくこととする

▽基本構想の体系「めざすべきまちの姿(5本の柱)」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定し、一体的に計画の進行管理を実施

▽総合計画と連動する形で、毎年度目標に対する取組状況や達成度の評価を実施



▽計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で実施

▽第四章内、2029年度(令和11年度)の目標として挙げられた取組について、毎年度環境審議会にてその進捗や達成度合いなどの評価を実施

3. 逗子市地球温暖化対策実行計画（案）

- 3-1 逗子市地球温暖化対策実行計画とは
- 3-2 改定の背景
- 3-3 逗子市地球温暖化対策計画の構成
- 3-4 計画改定の趣旨
- 3-5 計画改定の概要
- 3-6 計画の推進管理

逗子市地球温暖化対策実行計画

（区域施策編）

【根拠法令等】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく計画

【目的】

- 環境と経済が両立した持続可能な脱炭素社会を実現するための取り組みの方向性を明らかにする
- 市民や事業者が地球温暖化防止に向けた活動を主体的に取り組んでいくための市の方策を示す

（事務事業編）

【根拠法令等】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく計画

【目的】

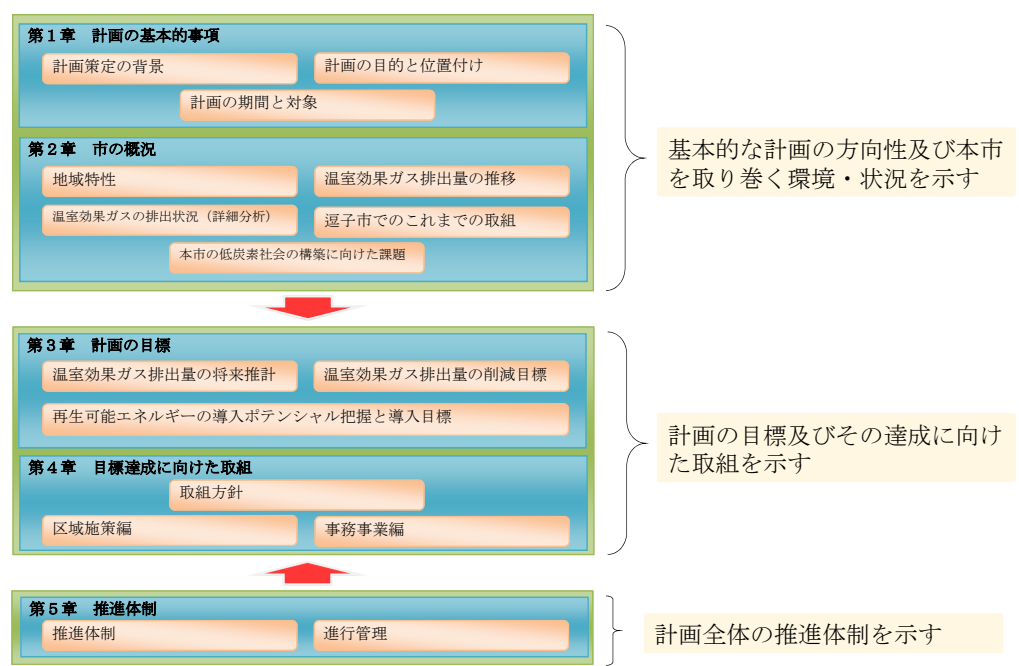
- 環境と経済が両立した持続可能な脱炭素社会を実現するための取り組みの方向性を明らかにする
- 市民や事業者が地球温暖化防止に向けた活動を主体的に取り組んでいくための市の方策を示す

逗子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

◎環境基本計画との整合性を考慮し、2017年度から2038年度までの22年間の計画としているが、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画見直しなど、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととされている。

逗子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

◎環境基本計画との整合性を考慮し、計画策定を行うこととしている。



- 令和4年度に実施した逗子市地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託の結果を踏まえ、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化に対応する。
- 「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組方針や各種目標、対策体系などについて、全面改定を行う。
- 総合計画中期実施計画策定に伴う位置づけの見直し等を踏まえた修正を行う。

- より効果的な計画策定とするべく、区域施策編と事務事業編を一体化する。
- 市民や事業者の行動指針として重点的に取り組む各課題を明確に示すことで、逗子市環境基本計画の取組を補完する。

<第1章> 計画の基本的事項

- ◎2050年カーボンニュートラル宣言など、社会経済情勢等が大きく変化していることから、改めて本計画の策定背景を記載
- ◎総合計画中期実施計画策定に伴う計画の位置付けを修正

<第2章> 市の概況

- ◎本計画に関連する本市の特性にかかるデータを更新
- ◎逗子市地域脱炭素に向けた再製可能エネルギー導入戦略策定業務において詳細な温室効果ガス排出分析を行うとともに、その結果から導かれた課題について記載

<第3章> 計画の目標

◎第2章での分析結果を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標を記載

<第4章> 目標達成に向けた取組

◎新たな脱炭素ビジネスモデル取組例の紹介及び本市への導入可能性について検討について記載

◎目標達成に向けた取組項目ごとに、その基本方針を設定

◎取組を推進するための市民・事業者・市の役割について、取組項目ごとに行動等指針として記載

◎目標達成に向けて特に注力する対策及びその評価指標を(区域施策編)・(事務事業編)に分けて記載

<第5章> 計画の推進

◎(区域施策編)・(事務事業編)における目標達成に向けた本市の推進体制及び進行管理方法を記載

(区域施策編)

◎第4章2区域施策編において、脱炭素化に向けた2030年までの取組指標として挙げられた取組について、毎年度環境審議会にてその進捗や達成度合いなどの評価を実施

(事務事業編)

◎第4章3事務事業編において、掲げられた削減目標に対して、毎年度削減率を公表するとともに、市の取組については、毎年度環境審議会に報告